

移住・子育て住宅支援事業補助金

大鰐町ゆるキャラ
もやっぴー



町では、住宅の新築、建売または中古住宅の購入及び住宅のリフォーム（修繕、増改築工事等）をされる「移住者」または「子育て世帯」の方に対して、その経費の一部を補助します。

1. 募集期間

令和4年5月10日（火）～令和4年12月28日（水） ※予算が無くなり次第、終了となります。（先着順）
【受付時間：午前8時15分～午後5時（土日祝日を除く）】

2. 対象住宅

町内にあり、自己が所有し居住する住宅（新築・建売・中古 ※空き家含む）

▼必須要件▼

- ・新築及びリフォームの場合は工事の着工前、購入の場合は売買契約前に申請すること
- ・新築または購入の場合、実績報告までに所有権保存登記が完了した住宅であること
- ・住宅の延べ床面積75㎡以上で、居住用部分が全体面積の2分の1以上であること
- ・新築または購入に係る契約の相手先は、補助対象者の3親等以内の親族でないこと



3. 対象者の要件

町内において住宅整備（新築、建売または中古住宅の購入、リフォーム）を実施する、「移住者」または「子育て世帯」に該当する方が対象となります。

「移住者」とは…次のア、イのいずれかに該当し、町内に定住の意思がある方

ア 申請日以前の5年間に、町内に住民登録及び居住実態がない方

イ 町内に住民登録した日以前の5年間に、町内に住民登録及び居住実態がなく、かつ転入後2年以内の方

「子育て世帯」とは…町内に住民登録及び居住実態があり、扶養する18歳以下の子どもまたは妊婦と同居する方

▼必須要件▼

- ・補助対象住宅の所在地に住民登録があり、5年以上継続して居住すること
（※申請時、当該所在地に住民登録がない場合は、実績報告までに住民登録すること）
- ・本人及び同居する方全員が町税等を滞納していないこと
- ・町の他制度の補助を受けておらず、また、過去に町が実施した住宅支援事業の補助を受けていないこと

4. 補助対象工事および補助（限度）額

	新築または建売・中古住宅の購入 （費用が500万円以上（税抜）であること）	リフォーム （費用が30万円以上（税抜）であること）
移住者	補助対象経費の3% （上限100万円）	補助対象経費の30% （上限30万円、 空き家の場合は上限50万円）
子育て世帯	補助対象経費の3% （上限50万円）	

※補助金は、千円未満切り捨てした額となります。

※補助金の交付決定後に着手することとし、また完了日から30日以内または令和5年3月31日までのいずれか早い期日までに実績報告書を提出する必要があります。

※リフォームのみ町内施工業者による工事に限ります。

※補助対象に含まれないものがありますので、必ず事前にご相談ください。

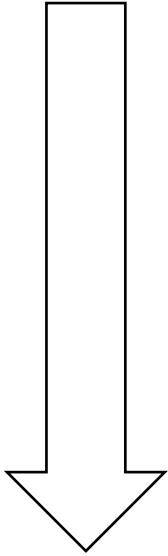


詳しくはこちら

手続きの流れ

①交付申請

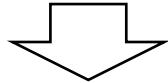
【申請者】 工事に着手する日または売買契約を締結する前に次の書類を提出してください。



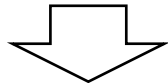
- 交付申請書（様式第1号）
- 新築・購入・リフォーム計画書（様式第2号）
- 契約書の写し（購入の場合は契約書案）及び契約金額の内訳明細がわかるもの
- 施工箇所の着工前の写真または購入予定建築物の写真
- 新築の場合は、工事概要がわかるもの（位置図、配置図、平面図、立面図等）
- 購入の場合は、住宅の間取図
- 住民票（補助対象住宅に居住する者全員が記載されたもの）
- 申請者及び同居する納税義務者全員の納税証明書（市町村県民税、国民健康保険税、固定資産税、軽自動車税）
- 妊婦であることを理由として子育て世帯に該当する場合、母子健康手帳の写し
- 誓約書（様式第3号）
- その他町長が必要と認める書類

②交付決定

【町】 提出書類等を確認し、交付決定通知を発行します。

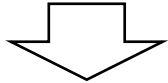


③工事着手・売買契約締結



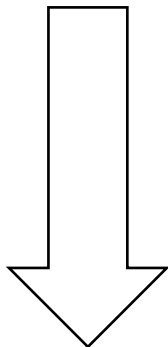
事業の変更・中止等の際は、手続きが必要です。お問合せください。

④工事完了・住宅購入、建物登記



⑤実績報告

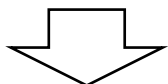
【申請者】 住宅整備の完了日から30日以内または令和5年3月31日までのいずれか早い期日までに次の書類を提出してください。



- 実績報告書（様式第7号）
- 住宅（土地を購入した場合は住宅と土地）の登記事項証明書
- 住宅整備に係る領収書の写し
- 施工箇所ごとに工事内容がわかる写真（着工前、施工中、完成後）
- 購入の場合は、契約書の写し及び購入建築物の写真
- 住民票（※申請時に補助対象住宅の所在地に住民登録がなかった場合）
- その他町長が必要と認める写真

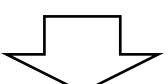
⑥交付額確定

【町】 提出書類等を確認し、交付額確定通知を発行します。



⑦請求

【申請者】 次の書類を提出してください。



- 請求書（様式第9号）
- 振込口座がわかる通帳の写し

⑧交付

【町】 請求により、補助金を支払います。